

令和 年 月 日

お取引先各位

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター
専務理事 (公印省略)

「公益財団法人北海道科学技術総合振興センターとの取引における確認書」
のご提出について（依頼）

標記のことにつきまして、この度「研究機関等における公的研究費の管理・監査に関するガイドライン（文部科学大臣決定）」が改正され、「取引先業者からの誓約書（当財団においては「北海道科学技術総合振興センターとの取引についての確認書」以下「確認書」）の徴取」が研究機関に対して要請されることとなりました。

これを受け、当財団と一定以上の取引実績がある（見込まれる）お取引先様に対し、下記のとおり、「確認書」のご提出についてお願いする次第となりました。

つきましては、「確認書」のご提出についてご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、「確認書」に記載の規程等につきましては、当財団ホームページにも掲載しております。

記

ご提出をお願いする書類

- ・北海道科学技術総合振興センターとの取引における確認書（別紙）
(当財団HP : <http://www.noastec.jp>)

※本社の代表者名による押印が困難な場合は、支店責任者等名で押印いただいたて差し支えありません。

【本件お問い合わせ先】

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター

総務企画部

TEL : 011-708-6525

FAX : 011-708-6529

様式3

令和〇〇年〇月〇日

北海道科学技術総合振興センターとの取引についての確認書

当社（当法人）は、北海道科学技術総合振興センターとの取引（北海道科学技術総合振興センター以外の他機関が負担する経費を含む。）に当たり、信義誠実の原則に従って行うとともに、社会規範、法令はもとより、北海道科学技術総合振興センターが定めた下記の取扱等を確認し、遵守します。

当社（当法人）がこれに反する取引があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、北海道科学技術総合振興センターの構成員から不正な取引を求められた場合は速やかにこれを通報いたします。

記

- ・公益財団法人北海道科学技術総合振興センターにおける競争的資金取扱基準について
- ・公益財団法人北海道科学技術総合振興センターとの取引に係る基本事項ならびに取引停止等の措置基準

令和　年　月　日

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター殿

(住所)

(社名)

(代表者役職・氏名)

㊞